

様式 4

<p style="text-align: center;">令和 5 年度第 6 回</p> <p style="text-align: center;">富士見市介護保険事業推進委員会 議事録</p>						
日 時	令和 5 年 1 0 月 2 6 日 (木)		開会	午後 1 時 3 0 分		
			閉会	午後 3 時 0 0 分		
場 所	市民総合体育館 3 階 多目的室 1・2					
出 席 者	委 員	日鼻委員	鳥羽委員	木下委員	渋谷委員	武長委員
		○	欠席	○	○	欠席
		吉野委員	森委員	熊木委員	古内委員	小寺委員
		欠席	○	欠席	○	○
		橋本委員	藁谷委員	伊垣委員		
	○	○	○			
	関 係 者					
	事 務 局	高齢者福祉課 櫻井課長、長谷部副課長、島田副課長、 味戸係長、鶴田主査、川上主任 健康増進センター 望月所長、平係長				
公 開 ・ 非 公 開	公開 (傍聴者なし)					
議 題	<p>【第 6 回介護保険事業推進委員会】</p> (1) 令和 5 年度地域密着型サービス等指導・監査実施方針について (2) フレイル予防の普及啓発について (3) 家族介護用品給付事業について (4) 各サービス別の実績及び今後の見込みについて (5) 介護保険料の見込みについて (6) その他					

議 事 内 容

【第6回介護保険事業推進委員会】

1 開会

- ・高齢者福祉課長よりあいさつ

2 議事

(1) 令和5年度地域密着型サービス等指導・監査実施方針について

- ・事務局より説明。

<質疑等>

- ・委員 監査を行うのは、資料1の5に①から④まである基準のうちいずれかに該当した場合か、全てに該当した場合か。
- ・事務局 監査に関しては資料に記載の1から4のいずれかに該当する事由が発生した場合に実施をするもの。なお、毎年行っているものは運営指導であり、監査とは異なる。
- ・委員 運営指導をしている中で、いずれか一つでも当てはまると判断したときは、監査に切り替えるのか。
- ・事務局 そのとおり。
- ・委員 資料1の5の③に「複数の市町村から指定を受けていて、合同監査が必要と認められる場合」とあるが、地域密着サービスの認知症対応型共同生活介護でみなし指定という仕組みはあるのか。
- ・事務局 認知症対応型共同生活介護は富士見市の被保険者のみとしており、他市町村の利用は認めていない。管外利用協議があっても指定することはしない運用である。
- ・委員 地域密着型通所介護はどうか。
- ・事務局 地域密着型通所介護は比較的空きがある状況であるため、他市町村を指定することもある。
- ・委員 資料1の5の①については発覚次第の対応ということか。
- ・事務局 不正な運営や不正な請求が認められた場合やその通報等があった場合、直ちに監査の体制を敷き、事業所に行き内容、事実及び証拠を確認するものである。

(2) フレイル予防の普及啓発について

- ・資料2に沿って事務局より説明。

<質疑等>

- ・委員 フレイルの説明がないと、初めて読む方は分かりにくいのでは。用語の定義は書いてあるのか。
- ・事務局 第8期計画には57ページに記載がある。第9期計画では今のところフレイルの説明を載せていない。ご指摘を受けたのでフレイルに関する説明を入れることを検討したい。
- ・委員 調査ではフレイルという言葉の認知度は50%程度だった。まだまだ知られていない。第8期計画のイメージ図が分かりやすいので、再掲でも良いと思う。

(3) 家族介護用品給付事業について

- ・資料3に沿って事務局より説明。

<質疑等>

- ・委員 予算は未定だが紙おむつ支給事業は継続するということか。
- ・事務局 事業を継続する方向で、根本的に見直しを進めているところです。
- ・委員 詳細はこれから詰める。予算規模等によって、要介護を2からにするのか、あるいはもう少し増やすのかなどを今後決めるということか。
- ・事務局 そのとおり。

(4) 各サービス別の実績及び今後の見込みについて

- ・資料4に沿って事務局より説明。

<質疑等>

- ・委員 令和6年に市内にできる介護施設は介護老人保健施設なのか。
- ・事務局 介護老人保健施設ではなく、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）である。
- ・委員 何人くらい入所できるのか。
- ・事務局 100床での整備である。
- ・委員 全て多床室か。
- ・事務局 全て多床室である。
- ・委員 介護人材の募集について、市として独自にどのような取組みをされるのか。
- ・事務局 介護人材の募集に直接的に関わることはできないが、市では初任者研修を実施している。これは介護の仕事に就く上で基礎的な知識若しくは技術を得るための一番の基本となる研修であり、民間の資格スクール等で受講しようとする5～8万円かかるものである。講座単位数も多くて、勉強も大変なものとなっているが、例年20名程度の枠を設け、その研修費を負担している。講座修了時には、市内の事業所等を集め、そこでマッチングを図るなどの施策を行っている。

(5) 介護保険料の見込みについて

- ・資料5に沿って事務局より説明。

<質疑等>

- ・委員 資料2の125頁の介護保険料の第1段階と第2段階の率もこれまでと異なるのか。
- ・事務局 国から更なる引き下げを検討しているという内容の通知が来ている。第1段階から第3段階の引き下げパターンが9パターン示されているが、記載しているのは、国が標準モデルとしている軽減モデルである。
- ・委員 下げた分は国が補填してくれるのか。
- ・事務局 現時点では明確なアナウンスはない。しかし、どうやら資料から判断すると、低所得者の引き下げ分を高所得者に転嫁するというのを国は考えていると思われる。
- ・委員 第3回会議で示された乗率と変わっているのか。
- ・事務局 当初は示した乗率よりもさらに引き上げる必要がある。合計所得金額420万円以上の層を引き上げることとし、第10段階は1.82から1.83に、第12段階は2.18から2.2に、第13段階は2.

36から2.45に、第14段階は2.63から2.80に、第15段階は2.90から3.00に変更している。

- ・委員 国から正式な通知が来るのはいつ頃か。
- ・事務局 12月20日以降と思われる。
- ・委員 介護保険給付費準備基金の期末残高は。
- ・事務局 8億5711万と想定している。
- ・委員 そのうち、いくらを繰り入れるのか。
- ・事務局 令和6年度から令和8年度の3年間で7億円を繰り入れる。
- ・委員 なぜ全額繰り入れないのか。
- ・事務局 国の方から、昨今の物価の急激な上昇および賃金の上昇に対応するため、第9期計画の期間中に介護報酬の改定をすることもありえるので、基金に余裕がある自治体は全部使わずに残しておいた方がいいということを言われている。そのため全額投入は行わない。
- ・委員 基金を投入することで介護保険料が急激に上がることがないというのはありがたい。とはいえ、基金を使い切ってしまうと、将来的にはいつか急激に上がることは避けられないと思う。だからこそ、長期的に緩やかに上げていくというのが、市民にとっては、公平性の観点からもよいのではないか。もっと基金に余裕を持たせて、少しずつ緩やかに投入していくということは考えられないのか。
- ・事務局 近隣の市町の保険料基準額の伸び率を勘案して判断したい。
- ・委員 国から介護報酬の改定については国から示されたのか。示されていないとすれば、改定率が示されていない中、どのように改定率を見込んで計画値を出しているのか。
- ・事務局 介護報酬改定については、保険料関係の通知と同様、12月下旬になる見込み。市の予算編成等の都合上、それを待っている事務や計画策定ができないため、ある程度想定して見込まざるを得ない。
そのような中、今回の推計は名目手取賃金変動率を参考に3%の増を見込んでいます。厚生労働省もその水準で検討していると思われる。
- ・委員 3%の伸びというのは過去最大か。これまではどうだったか。
- ・事務局 過去最大であるが、平成21年度に3%の改定が行われたことはある。平成24年度はプラス1.2%、平成27年度はマイナス2.27%、平成30年度はプラス0.54%、令和3年度はプラス0.7%の改定で推移している。

(6) その他

質疑なし

3 閉会